

フェーズ5 A

(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生がみられる。パンデミック発生のリスクが高まる。)

---国内非発生---

※フェーズ4 Aの対策を継続・強化

計画と連携

[感染発生国・地域からの情報収集]

- ・ WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析に関する協力、当該ウイルス株の入手、症例定義の決定情報共有等を行う。(厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)

[国際間の連携(協力・協調)]

- ・ 流行状況、ワクチンの有効性と安全性について海外との情報交換を行う。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ ワクチンの生産能力を勘案し、可能な場合は、ワクチンの海外への供与について検討する。(厚生労働省)
- ・ 専門家チームの国際機関又は発生国からの要請に応じた派遣を検討する。(外務省、厚生労働省)

[クラスターサーベイランス]

- ・ 感染のみられた集団(クラスター)を早期発見するためのクラスターサーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[症候群サーベイランス]

- ・ 患者の現状をリアルタイムに把握するための症候群サーベイランスを継続する。(厚生労働省)

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 海外で発生した新型インフルエンザの感染経路、病原性等の情報を基に、「検疫等ガイドライン」を見直す。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ 検疫所は、検疫等ガイドラインに基づき、発生地域からの入国者に対し、質問票及び診察等により新型インフルエンザ患者のふるい分けを行い、次の措置を行う。(厚生労働省)
 - 診察等により新型インフルエンザ患者疑いとなった場合には、検疫法に基づく停留を行う。
 - 新型インフルエンザ患者と確定診断が行われた場合には、感染症法に基づく入院勧告を行う。
 - 新型インフルエンザが確定した場合には、患者が乗っていた国際航空機・船舶の会社に対して、乗客名簿等の提出を求め、それら乗客に対する積極的疫学調査を実施する。
- ・ 国際航空・船舶会社から、検疫所に対してインフルエンザ様症状を有する者が乗っていると、到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、対応する客室乗務員の特定等）について、国際航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。(厚生労働省)
- ・ 日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所と地元自治体、その他関係機関との連携を確認・強化する。(厚生労働省、関係省庁)

[在留邦人対策]

- ・ 新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発出する。(外務省)
- ・ 在留邦人に対して、感染予防のための注意喚起と、感染が疑われた場合の対

応を指導する。(外務省)

- ・ 各学校等に対し、全地域の日本人留学生に感染予防策を講ずるよう周知する。
(文部科学省)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 政府及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(厚生労働省)

ワクチン

[開発・生産体制]

- ・ 必要に応じ、新しい分離ウイルス株を基に、ワクチン製造用候補株の見直し・開発を行う。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザウイルス株の特定後、鶏卵等の確保ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始する。通常期インフルエンザワクチン生産時期の場合には、製造ラインを直ちに中断して新型に切り替えることを含め、適切に対応する(*)。(厚生労働省)

* 現在のワクチン生産能力を最大限に活用

[接種体制]

- ・ 接種場所及び接種医、接種用器具等を確保するよう都道府県に要請する。(厚生労働省)

[その他]

- ・ 国内で製造されるワクチンの承認前であって、外国で承認ワクチンがある場合、薬事法の特例承認を与えることを含め、輸入ワクチンの確保を行う。(厚生労働省)

医療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

- ・ ヒト—ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義を明確にし、症例定義の変更があれば、随時修正を行い医療機関に周知する。(厚生労働省)

[疑い患者への対応]

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合には、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。
 - 新型インフルエンザ疑い症例の検体を地方衛生研究所へ送付し亜型の検査を行う。

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して指導する。(厚生労働省)
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。(厚生労働省)

[医療の確保]

- ・ 地域の医療機能維持の観点から、都道府県に対して、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の一般外来及び入院に対応しない病院を検討するよう要請する。(厚生労働省)

[遺体収容能力の確保]

- ・ パンデミックに備え、都道府県に対し、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握の検討を要請する。(厚生労働省)

情報提供・共有

[情報提供]

- ・ 国民へのメッセージ、厚生労働省ホームページの内容等について随時更新する。(厚生労働省)
 - 各国の発生状況の情報提供、国民への注意喚起。
 - メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から海外の発生・対応状況について情報提供を行う。

[相談窓口の充実]

- ・ パンデミックに向けて、都道府県に対して、本庁又は保健所の相談窓口を充実するよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 医師会等との連携の下に、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置する。(厚生労働省)

フェーズ5B

(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生がみられる。パンデミック発生のリスクが高まる。)

—国内発生—

※フェーズ4Bの対策を継続・強化

計画と連携

[体制の強化]

- ・ 「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった対策を一層強化する。(関係省庁)
- ・ パンデミックに向けた「厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部」の体制を強化する。(厚生労働省)

[発生対応]

- ・ 国内発生情報に関するWHOへの通報 (厚生労働省)
- ・ 積極的疫学調査の実施に関し、関係都道府県との連携を図る。(厚生労働省)
- ・ 都道府県に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣する。(厚生労働省)

[感染発生国・地域からの情報収集]

- ・ WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析に関する協力、当該ウイルス株の入手、症例定義の決定情報共有等を行う。(厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)

[国際間の連携 (協力・協調)]

- ・ 流行状況、ワクチンの有効性と安全性について海外との情報交換を行う。(厚生労働省、外務省)

サーベイランス

[クラスターサーベイランス]

- ・ 感染のみられた集団(クラスター)を早期発見するためのクラスターサーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[症候群サーベイランス]

- ・ 患者の現状をリアルタイムに把握するための症候群サーベイランスを継続する。(厚生労働省)
- ・ 通常のインフルエンザ・サーベイランス(定点)を中止する。(厚生労働省)

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 検疫所は、検疫等ガイドラインに基づき、発生地域からの入国者に対し、質問票及び診察等により新型インフルエンザ患者のふるい分けを行い、次の措置を行う。(厚生労働省)
 - 診察等により新型インフルエンザ患者疑いとなった場合には、検疫法に基づく停留を行う。
 - 新型インフルエンザ患者と確定診断が行われた場合には、感染症法に基づく入院勧告を行う。
 - 新型インフルエンザが確定した場合には、患者が乗っていた国際航空機・船舶の会社に対して、乗客名簿等の提出を求め、それら乗客に対する積極的疫学調査を実施する。
- ・ 国際航空・船舶会社から、検疫所に対してインフルエンザ様症状を有する者が乗っているとの、到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策(有症者の隔離、マスクの着用、対応する客室乗務員の特定等)について、国際航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。(厚生労働省)
- ・ 日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所と地元自治体、その他関係機関との連携を確認・強化する。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ 入国者(特に外国人等の一時滞在者)に対して、日本国内での新型インフルエンザ発生状況を周知し、個人レベルでの感染予防対策、有症時の対応を徹底させる。(外務省、厚生労働省)
- ・ 国際航空・船舶会社へ協力を要請し、出国手続カウンターにおいて、発熱等症状があった者については、渡航自粛を勧告する。(厚生労働省、外務省)

[在留邦人対策]

- ・ 新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発出する。(外務省)
- ・ 各学校等に対し、全地域の日本人留学生に感染予防策を講ずるよう周知する。(文部科学省)

[発生事例への対策]

- ・ 発生状況をリアルタイムで把握し、発生があった都道府県に対して、直ちに、感染症法に基づく患者への措置(入院、治療方針、疫学調査の内容等)、患者の接触者への対応(接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等)、まん延防止策について、感染症法に基づく必要な要請を行う。(厚生労働省)
- ・ 関係都道府県に対して、発生状況を緊急情報提供し、感染症法に基づく必要な対策を取るよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 病院・高齢者施設等(基礎疾患を有する者が集まる施設)、行刑施設・基地(多数の者が居住)等における感染予防策を強化するよう、都道府県、関係機関に対して要請する。(厚生労働省、各省庁)

[国民の社会活動の制限]

- ・ 国民、関係者に対して、次の点を勧告・周知する。(厚生労働省、文部科学省、各省庁)
 - 全国における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛を勧告する。
 - 患者と、接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
 - 事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧告する。
 - 国民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨、外出自粛を勧告する。

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 政府及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(厚生労働省)

[抗インフルエンザウイルス薬の投与]

- ・ 都道府県に対し、医療及び社会機能維持の観点から次の者への予防投与を行うよう要請する。(厚生労働省)
 - 患者が受診した医療機関の医療従事者
 - 社会機能維持者（患者との濃厚接触があり、かつ社会機能維持者）
- ・ 医療機関等に対し、患者の家族などの接触者については、経過観察期間を定め、以下の措置を行うよう指示する。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行うとともに、抗インフルエンザウイルス薬による治療を行う。(厚生労働省)
 - 外出の差し控え
 - 健康管理の指導・実施

ワクチン

[生産体制]

- ・ 直ちに、貯留しているプロトタイプワクチン原液の製剤化を行うようワクチン製造会社に要請する。(厚生労働省)

[接種体制]

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合)

- ・ プロトタイプワクチンについて、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持者を対象にワクチン接種場所に配分し、状況に応じ、接種を行う。(厚生労働省)

※ 承認前である場合は、プロトタイプワクチンの接種は、安全性・有効性を勘案し、対象の限定を含めて、緊急的な措置として実施する。

- ・ 国内で製造されるワクチンの承認前であって、外国で承認ワクチンがある場合、薬事法の特例承認を与えることを含め、輸入ワクチンの確保を行う。(厚生労働省)

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合)

- ・ パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、状況に応じ、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上でプロトタイプワクチンの接種を検討する。(厚生労働省)
- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始する。(厚生労働省)
 - 感染の拡大状況に即して追加的ワクチンの需要見通しを定め、必要に応じ、遅滞なく、パンデミックワクチンの生産の継続の要否を検討する。
 - 供給量に一定の限界がある場合の優先接種者は、
 - ◇ 医療従事者
 - ◇ 社会機能維持者
 - ◇ 医学的ハイリスク者等を含め、具体的に列挙する。
- ・ パンデミックワクチンの製造量に一定の限界がある場合には、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上でプロトタイプワクチンの接種を検討する。(厚生労働省)

[モニタリング]

- ・ 接種の開始に伴い、接種実施状況モニタリングを行うとともに、ワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)

医療

[国内発生患者及び接触者]

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合には、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。(厚生労働省)
 - 新型インフルエンザ疑い症例の検体を地方衛生研究所へ送付し亜型の検査を行う。
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行う。(厚生労働省)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して指導する。(厚生労働省)
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。(厚生労働省)

情報提供・共有

- ・ 国民へのメッセージ、厚生労働省ホームページの内容等について随時更新する。(厚生労働省)
 - 国内の発生状況、対応措置についての情報提供、国民への注意喚起。
 - メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から、国内及び海外の発生・対応状況について情報提供を行う。

フェーズ6.A
(パンデミックが発生し、世界の大部分で蔓延し、感染が拡大している)

---国内非発生---

※フェーズ5 Aの対策を継続・強化

計画と連携

[情報収集]

- ・ 感染発生国・地域からの情報収集を強化する。(厚生労働省、外務省、文部科学省)
 - WHOコラボレーションセンター等との情報共有、協力
 - ウイルス株の同定・解析に関する協力
 - 当該ウイルス株の入手
 - 症例定義の見直し・決定

[国際間の連携(協力・協調)]

- ・ 流行状況、ワクチンの有効性と安全性について海外との情報交換を行う。(厚生労働省、外務省)
- ・ ワクチンの生産能力を勘案し、可能な場合は、ワクチンの海外への供与について検討する。(外務省、厚生労働省)

[行動計画の見直し]

- ・ 海外における発生動向、病態等から行動計画の見直しの必要性を検討する。(厚生労働省)

サーベイランス

[クラスターサーベイランス]

- ・ 感染のみられた集団(クラスター)を早期発見するためのクラスターサーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[症候群サーベイランス]

- ・ 患者の現状をリアルタイムに把握するための症候群サーベイランスを継続する。(厚生労働省)

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 検疫所は、検疫等ガイドラインに基づき、発生地域からの入国者に対し、質問票及び診察等により新型インフルエンザ患者のふるい分けを行い、次の措置を行う。(厚生労働省)
 - 診察等により新型インフルエンザ患者疑いとなった場合には、検疫法に基づく停留を行う。
 - 新型インフルエンザ患者と確定診断が行われた場合には、感染症法に基づく入院勧告を行う。
 - 新型インフルエンザが確定した場合には、患者が乗っていた国際航空機・船舶の会社に対して、乗客名簿等の提出を求め、それら乗客に対する積極的疫学調査を実施する。
- ・ 国際航空・船舶の会社から、検疫所に対して、インフルエンザ様症状を有する者が乗っているとの、到着前の通報があった場合には、機内または船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、対応する客室乗務員の特定等）について、国際航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。(厚生労働省)
- ・ 日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所と地元自治体、その他関係機関との連携を確認・強化する。(厚生労働省、各省庁)
- ・ 国際航空・船舶会社へ協力を要請し、出国手続カウンターにおいて、発熱等症状があった者については、渡航自粛を勧告する。(厚生労働省、外務省)
- ・ 厚生労働省の要請に基づき、必要に応じて、国際航空・旅客船の運航自粛等を指導する。(厚生労働省、国土交通省)

[在留邦人対策]

- ・ 新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発出する。(外務省)

- ・ 各学校等に対し、全地域の日本人留学生に感染予防策を講ずるよう周知する。
(文部科学省)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 政府及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(厚生労働省)

ワクチン

[開発・生産体制]

- ・ 必要に応じ、新しい分離ウイルス株を基に、ワクチン製造用候補株の見直しを行う。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザウイルス株の特定後、鶏卵等の確保ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始する。通常期インフルエンザワクチン生産時期の場合には製造ラインを直ちに中断して新型に切り替えることを含め、適切に対応する(*)。(厚生労働省)

* 現在のワクチン生産能力を最大限に活用。

[接種体制]

- ・ 接種場所及び接種医、接種用器具等を確保するよう都道府県に要請する。(厚生労働省)

[その他]

- ・ 国内で製造されるワクチンの承認前であって、外国で承認ワクチンがある場合、薬事法の特例承認を与えることを含め、輸入ワクチンの確保を行う。(厚生労働省)

医療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

- ・ ヒト→ヒト感染の新型インフルエンザの症例定義の変更があれば、随時修正を行う。(厚生労働省)

[疑い症例の診断]

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合には、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。(厚生労働省)
 - 新型インフルエンザ疑い症例の検体を地方衛生研究所へ送付し亜型の検査を行う。

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して指導する。(厚生労働省)
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。(厚生労働省)

情報提供・共有

- ・ 国民へのメッセージ、厚生労働省ホームページの内容等について随時更新する。(厚生労働省)
 - 各国の発生状況の情報提供、国民への注意喚起。
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う。(厚生労働省)

フェーズ6B (パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している)
国内発生 (最初の流行を第1波とし、その後の小康状態、第2波を含めて、パンデミック期とする。)
※フェーズ5Bの対策を継続・強化
計画と連携

- ・ 厚生労働大臣が非常事態宣言（国内対策強化宣言）を行う。

[行動計画の見直し]

- ・ 行動計画に基づき、対策の評価を行い、必要に応じて行動計画の修正を行う。
(厚生労働省)

[指定感染症の対策の緩和]

- ・ 入院への対応等を弾力的に実施できるようにするため、入院措置の実施を中止する。(厚生労働省)

==小康状態==

- ・ 体制を再整備する。(厚生労働省、各省庁)
- ・ パンデミック時の対策における評価を行い、計画の見直しを行う。(厚生労働省、各省庁)

==第2波==

- ・ 第1波を踏まえ、行動計画に基づき、迅速な対応を行う。(厚生労働省、各省庁)

サーベイランス

- ・ ヒトの新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生動向について把握する。
(厚生労働省)
- ・ クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスを中止する。(厚生労働省)

==小康状態==

- ・ サーベイランス等の効果について検証・評価する。(厚生労働省)

予防と封じ込め

[出入国者等対策]

- ・ 不要不急の海外旅行の自粛を勧告する。(外務省)
- ・ 国際航空・船舶会社へ協力を要請し、出国手続カウンターにおいて、発熱等症状があった者については、渡航自粛を勧告する。(厚生労働省、外務省)
- ・ 厚生労働省の要請に基づき、必要に応じて、国際航空・旅客船の運航自粛等を指導する。(厚生労働省、国土交通省)
- ・ 都道府県に対して感染症法に基づく患者への措置(入院、治療方針、疫学調査の内容等)及び患者の接触者への対応(接触者の範囲、外出自粛要請の要否、有症時の対応指導等)について必要な要請を行う。(厚生労働省)

[国民の社会活動の制限]

- ・ 国民、関係者に対して、次の点を勧告・周知する。(厚生労働省、文部科学省、各省庁)
 - 大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動の自粛を勧告する。
 - 全国の学校及び通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
 - 発生地域における事業所や福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧告する。
 - 国民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。

[在留邦人(長期滞在者及び永住者)への対応]

- ・ 新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発出する。(外務省)

- ・ 各学校等に対し、全地域の日本人留学生に感染予防策を講ずるよう周知する。
(文部科学省)

[在宅患者等の支援]

- ・ 都道府県・市町村・関係団体の協力を得ながら、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する者等の支援を行う。(厚生労働省)
 - 在宅者の見回り
 - 往診・訪問看護
 - 食事の提供
 - 医療機関への移送
 - 自宅死亡者への対応
 - 必要に応じて児童・高齢者・障害者等への対応、等

=小康状態=

- ・ 新型インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に出国延期を勧告する。
(厚生労働省)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止]

- ・ 患者と接触にあたった医療従事者及び社会機能維持者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の措置を中止するよう都道府県に要請する。
(厚生労働省)

[流通の調整]

- ・ 都道府県別の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況やインフルエンザの流行状況を下に、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要な量を供給するよう調整する。(厚生労働省)

==小康状態==

- ・ 第2波に備えて、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(厚生労働省)

ワクチン

[接種体制]

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合)

- ・ プロトタイプワクチンについて、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持者等を対象にワクチン接種場所に配分し、状況に応じ、接種を行う。(厚生労働省)

※ 承認前である場合は、プロトタイプワクチンの接種は、安全性・有効性を勘案し、対象の限定を含めて、緊急的な措置として実施する。

- ・ 国内で製造されるワクチンの承認前であって、外国で承認ワクチンがある場合、薬事法の特例承認を与えることを含め、輸入ワクチンの確保及び提供を行う。(厚生労働省)

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合)

- ・ パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、状況に応じ、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上でプロトタイプワクチンの接種を検討する。(厚生労働省)
- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始する。(厚生労働省)

➤ 感染の拡大状況に即して追加的ワクチンの需要見通しを定め、必要に応じ、遅滞なく、パンデミックワクチンの生産の継続の要否を検討する。

➤ 供給量に一定の限界がある場合の優先接種者は、

- ◇ 医療従事者
- ◇ 社会機能維持者
- ◇ 医学的ハイリスク者

等を含め、具体的に列挙する。

- ・ パンデミックワクチンの製造量に一定の限界がある場合には、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上で、プロトタイプワクチンの接種を検討する。(厚生労働省)

[モニタリング]

- ・ 接種実施状況モニタリングを行うとともに、ワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)

医療

[患者の治療]

- ・ 以下のように、関係機関に周知する。(厚生労働省)
 - 新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこととする。
 - 新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に対して、発症48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うこととする。
 - 抗インフルエンザウイルス薬使用治療の優先順位を下記のとおりとする。
 - ① 新型インフルエンザ入院患者の治療
 - ② 罹患している医療従事者及び社会機能維持者の治療
 - ③ 罹患している医学的にハイリスク群の治療
 - ④ 児童、高齢者
 - ⑤ 一般の外来患者

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 新型インフルエンザ患者及び疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して指導する。(厚生労働省)

[入院治療]

- ・ 患者の隔離を行わない。原則として全医療機関において新型インフルエンザ疑い患者に対する診断・治療を行う。(厚生労働省)
- ・ 入所施設等において集団感染が発生した場合の医療提供の手段を確保する。(厚生労働省)

- ・ フェーズ3Aにおいて作成した入院医療機関リストを基に、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう都道府県に要請する。(厚生労働省)
- ・ フェーズ4Bで列挙した、患者収容の活用を想定する大型施設、人員等について、都道府県に確認しておくよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 入院患者数、病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、利用可能な医療機関以外の大型施設のリストを作成し、入院患者の対応を行うよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 死亡者が増加した場合、火葬場の処理能力増加を要請し、一時的遺体安置所の活用を行うよう要請する。(厚生労働省)

==小康状態==

- ・ 都道府県に対して、医療の正常化へ向けた対応を進めるよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行う。(厚生労働省)

情報提供・共有

- ・ 厚生労働大臣が国内非常事態(新型インフルエンザパンデミック)を宣言し、国としてのさらなる対策強化を表明。(厚生労働省)
- ・ 国民へのメッセージ、厚生労働省ホームページの内容等について随時更新する。(厚生労働省)
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官(スポークスパーソン)から、国内及び海外の発生・対応状況について情報提供を行う。(厚生労働省)

==小康状態==

- ・ 必要に応じ、国民、自治体向けの相談窓口の専任者を縮小する。(厚生労働省)

- ・ これまでの情報提供体制を評価し、第2波に向けた情報提供体制等の見直し、整備を行う。(厚生労働省、各省庁)
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官(スポークスパーソン)から国内及び海外の発生・対応状況について情報提供を行う。(厚生労働省)